

第

5

回

神奈川県児童相談所における
性的虐待調査 報告書



はじめに

～持続可能な調査へ～

1

▶ **現場に負担はかけない!**

虐待対応に追われる現場にける負担は極力減らすこと

2

▶ **人数が少なくても実施できる!**

体制が厳しくとも調査を持続できるようにすること

3

▶ **結果は分かりやすく伝える!**

見て分かりやすい・読んでみたくなる報告を目指すこと

4

▶ **性的虐待対応に有益な知見を得る!**

性的虐待について実態を把握し、早期介入や対応の向上を図るための知見を得ること



神奈川県 性的虐待調査の歴史

今回が第5回目!

神奈川県では、平成16年度から定期的に調査を実施しています。



1

▶ 実態調査について
(平成29年度～令和3年度)

対象ケースと方法

1

▶ 対象は、317ケース

平成29年度～令和3年度までの5年間に神奈川県児童相談所が受理した事例のうち、児童相談所ネットワークシステムから、性的虐待・性被害の情報が検索できた事例を対象とした。

2

▶ 質問項目は、27項目

調査期間：令和4年7月29日～令和4年12月28日

3

▶ 調査方法

対象の全317件について、虐待対策支援課が「児相システム」や課で保有する資料から情報を読み取った。分析対象は「虐待の事実あり」の281件となっている。

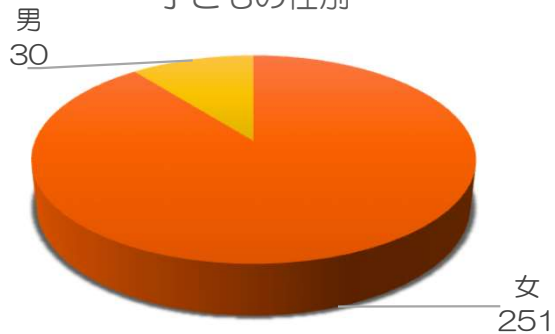
調査から分かる性的虐待・性被害の特徴 1



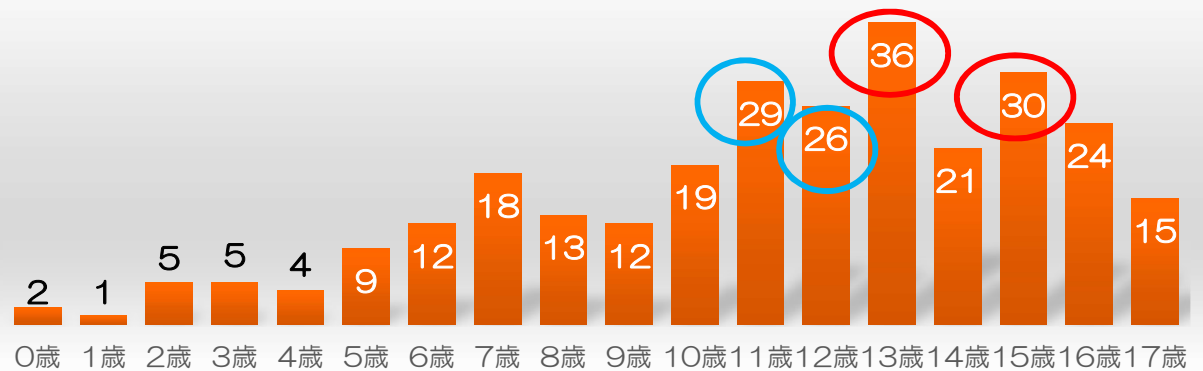
被害児童


- 「女兒」で「中学生年齢」
- 「知的障害・境界域の知的水準」が20%
- 今回の特徴は「小学校高学年の増加」

子どもの性別



子どもの年齢（受理時）

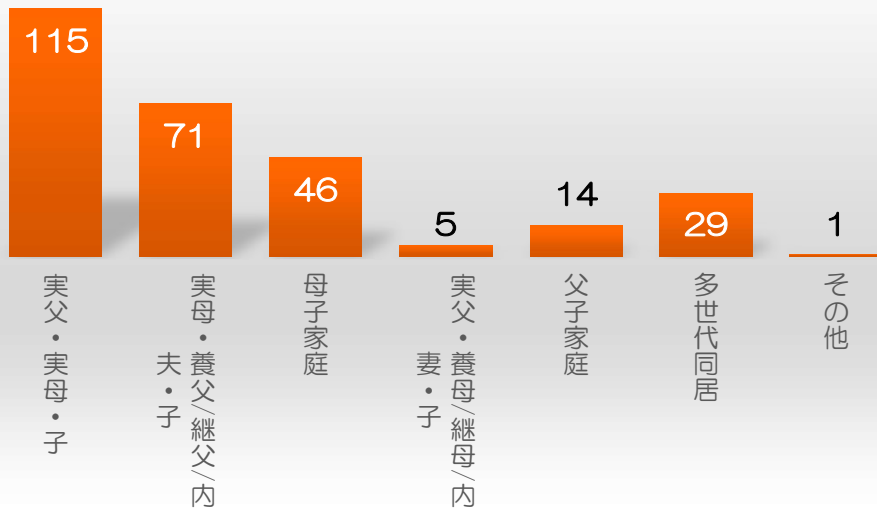




発生家庭と虐待者

- 数としては「実父母家庭」が多いが、「再婚家庭」や「ひとり親家庭」の発生割合が高い
- 虐待者は「実父」「養父」で「30～40代」「就労は安定」
- 今回の特徴は、「**実兄の増加**」

家族構成（受理時）



主たる虐待者

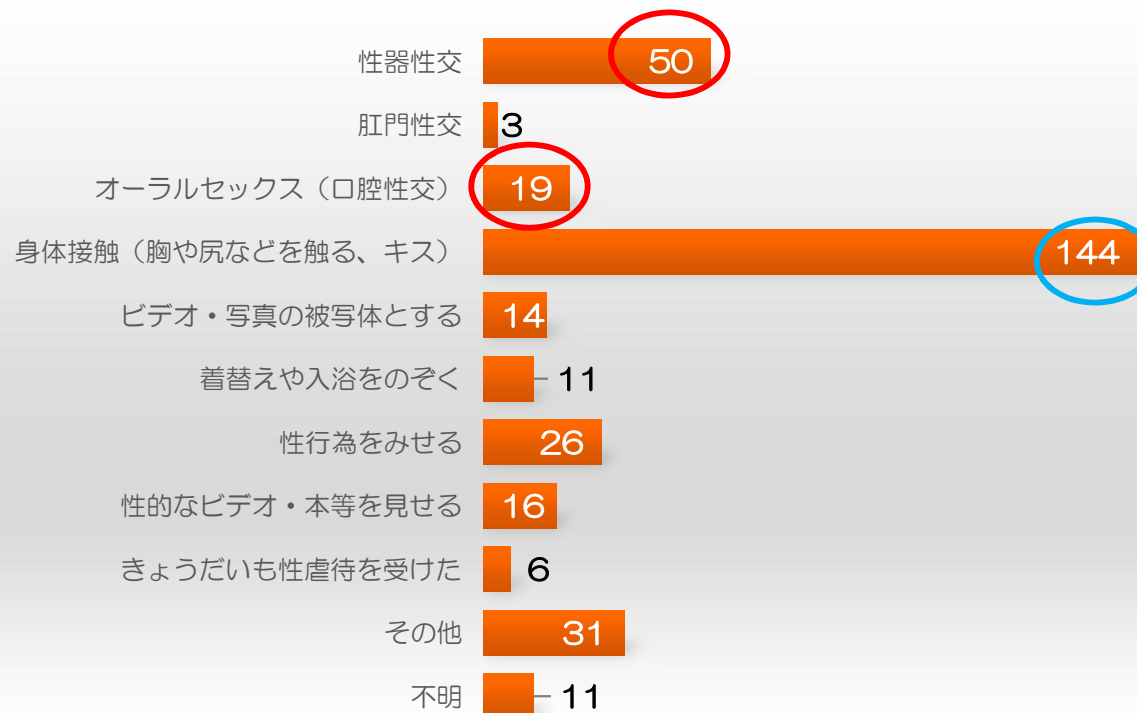




虐待内容

- 「身体接触」が多いが、約4人に1人が「性器性交」や「口腔性交」等の重篤な被害に遭っている。

虐待内容（複数回答）



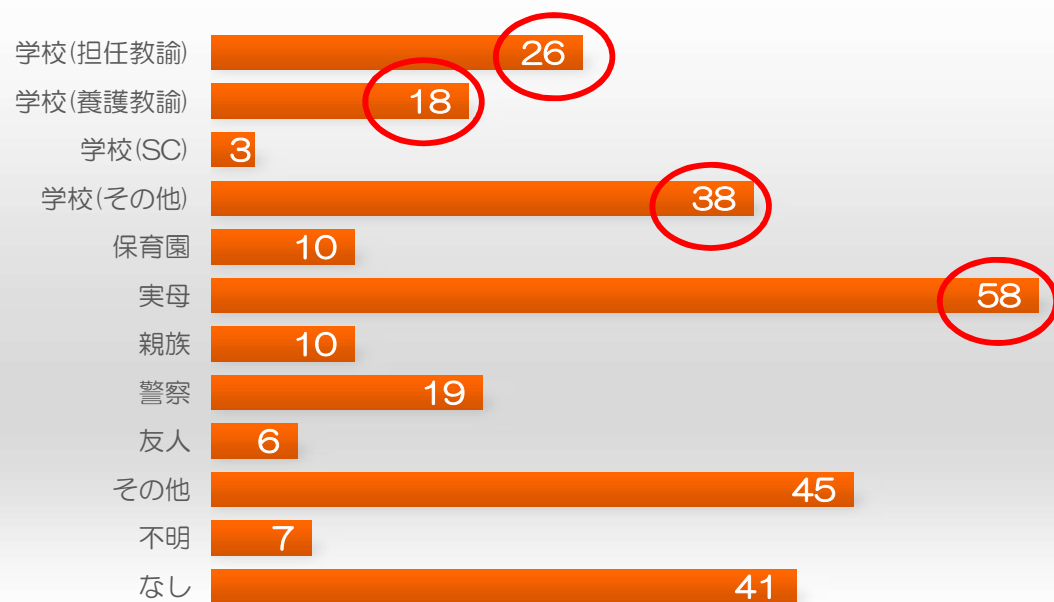
調査から分かる性的虐待・性被害の特徴 2



発見

- 「学校職員」や「実母」に対して「子どもが告白」することで発見される

最初の告白相手



発見の経緯

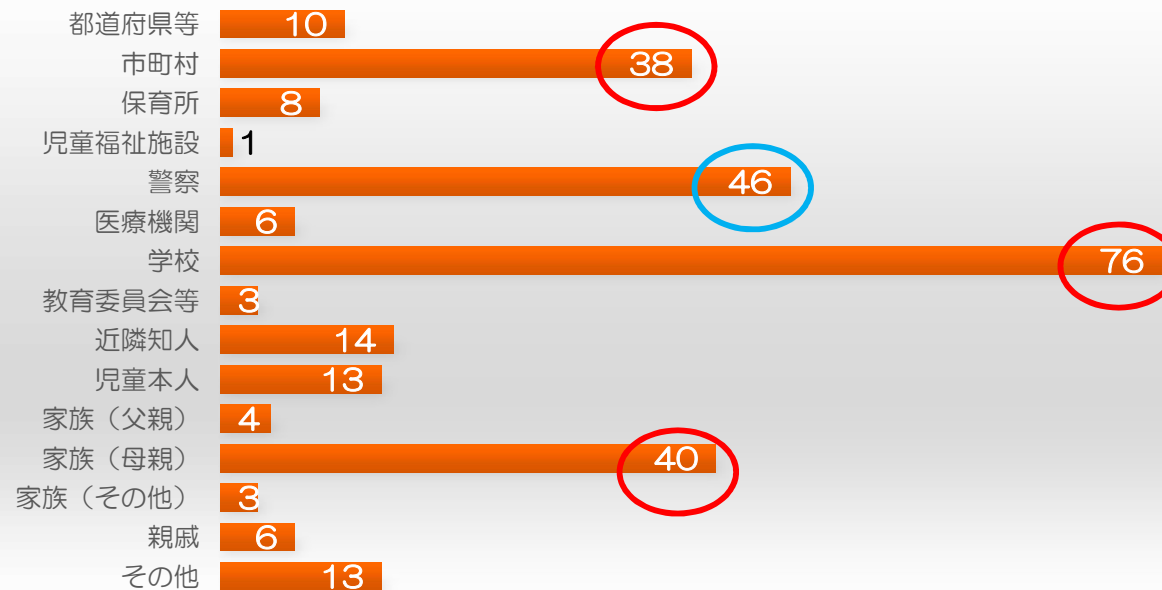




通告

- 児童相談所への通告は「学校」「警察」「実母」「市町村」が多い
- 今回の特徴として、「警察」からの通告が増えている

相談経路

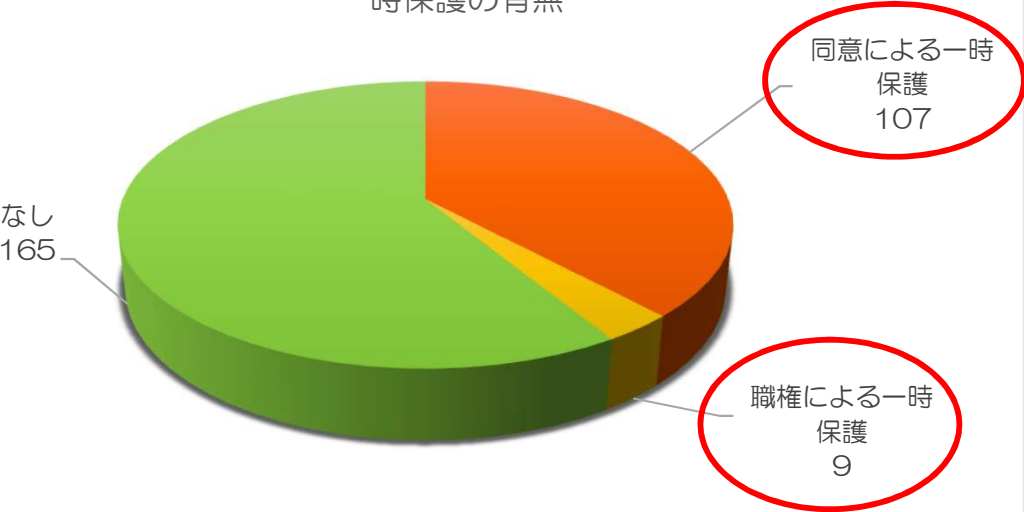




一時保護

- 一時保護になるケースは受理したケース（被害あり）のうち「4割」で、保護期間は「2ヶ月未満」

一時保護の有無



一時保護の期間

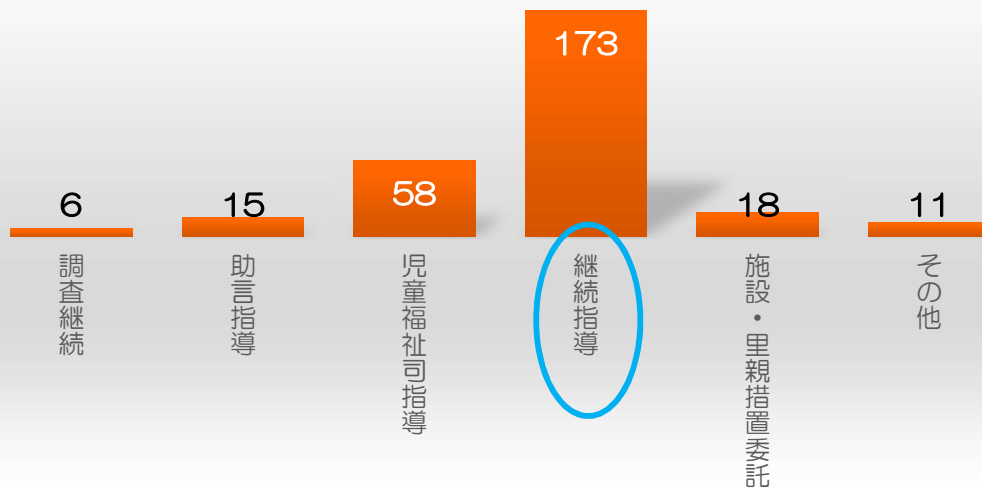


調査から分かる性的虐待・性被害の特徴 3



- 児童相談所の支援は「継続指導」で、支援期間は「1年未満」

支援内容



支援期間





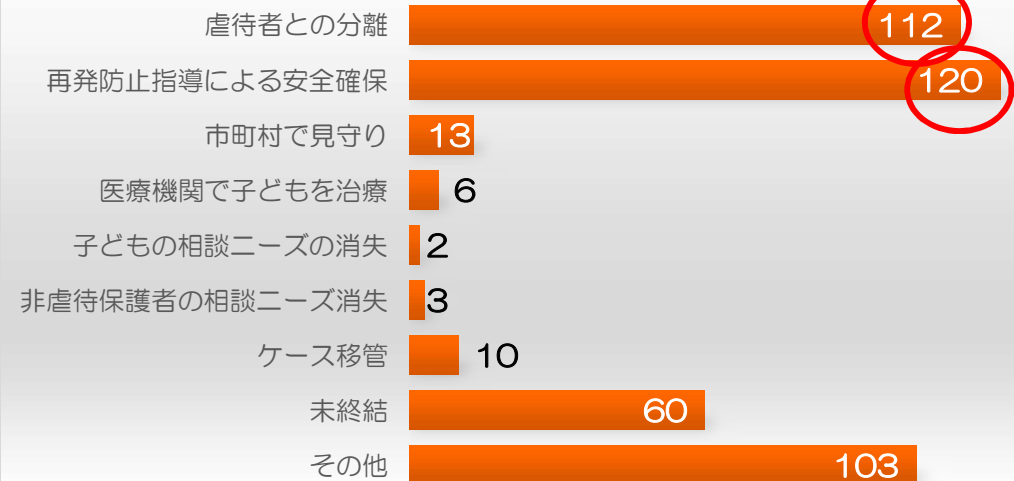
終結

- 終結時の虐待者との分離は「6割」
分離の状況は「虐待者・非虐待保護者の別居、離婚」
終結理由は「分離」と「再発防止指導による安全確保」

分離の具体的状況（複数回答）



終結の理由（複数回答）

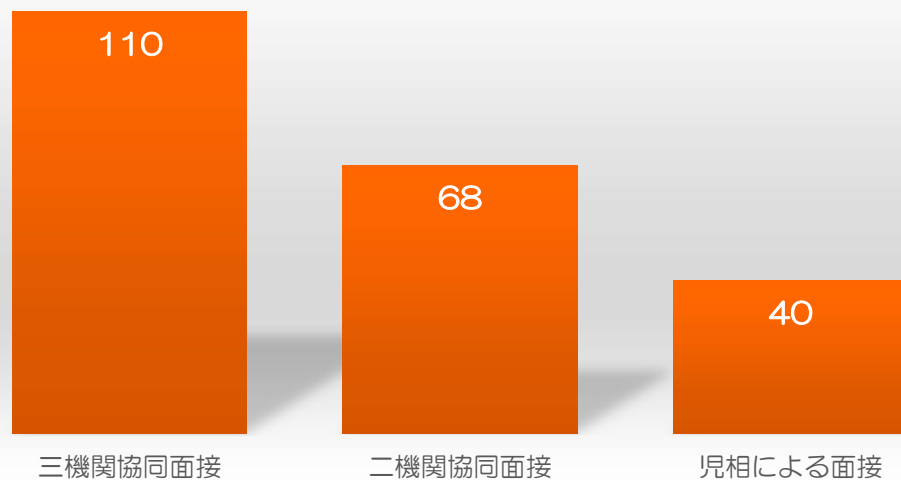




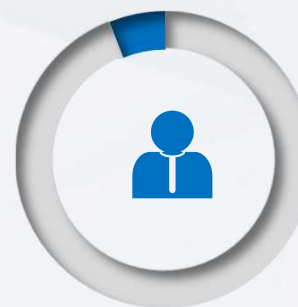
専門的支援

- 被害事実確認面接を実施したケースは、全体の6割 **(前回は5割弱)**
- 弁護士がついたケースは6%、系統的全身診察を実施したケースは9%にとどまっている

被害事実確認面接



弁護士がついた
ケース6%



系統的全身診察
実施ケース9%

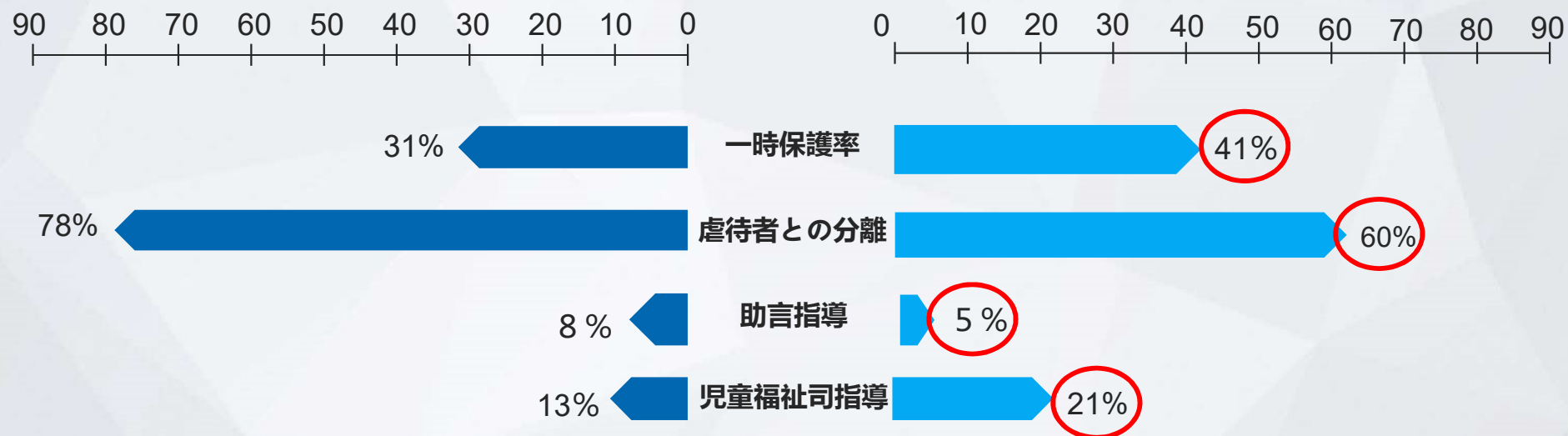


今回（第5回）の傾向

前回

今回

今回の調査では、「一時保護率は増加」・終結時の「虐待者との分離は減少」
支援内容は「助言指導」が減少し「児童福祉司指導」が増加している。



対応が難しいケースが増えている？

2

▶ 系統的全身診察実施
ケースに関する担当者
アンケート結果

対象ケースと方法

1

▶ ケース担当者に対するアンケート調査を実施

担当者にかかる負担を減らすため、児童相談所ネットワークシステムから読み取れる内容については、実態調査（第一部）と同様、調査担当者の方で計上した。アンケート回収率は100%であった。

2

▶ 対象は20ケース

平成29年度～令和3年度までの5年間で系統的全身診察を実施したケースは、計26ケース。うち、担当者が現在児童相談所に勤務している20ケースを対象とした。

3

▶ 実施場所は16ケースが病院（委託契約）、4ケースが虐待対策支援課非常勤医師

対象ケースは全て女児。16ケースが委託契約を結んだ病院で、4ケースは児童相談所の非常勤医師による実施であった。

4

▶ 質問項目は、23項目

調査期間：令和3年11月10日～令和3年11月30日
質問項目は、自由記述2項目を含む23項目であった。

調査内容について



1

どんなケースに系統的全身診察
を実施している?

2

系統的全身診察の本人への影響は?

3

実施して良かった点・困った点

4

系統的全身診察実施ケースへ
の対応全般について

1

どんなケースに系統的全身診察を実施している?

被害の内容

20ケース中14ケースで、性器性交あり。
被害が重篤なケースが多い。

虐待内容(複数回答)

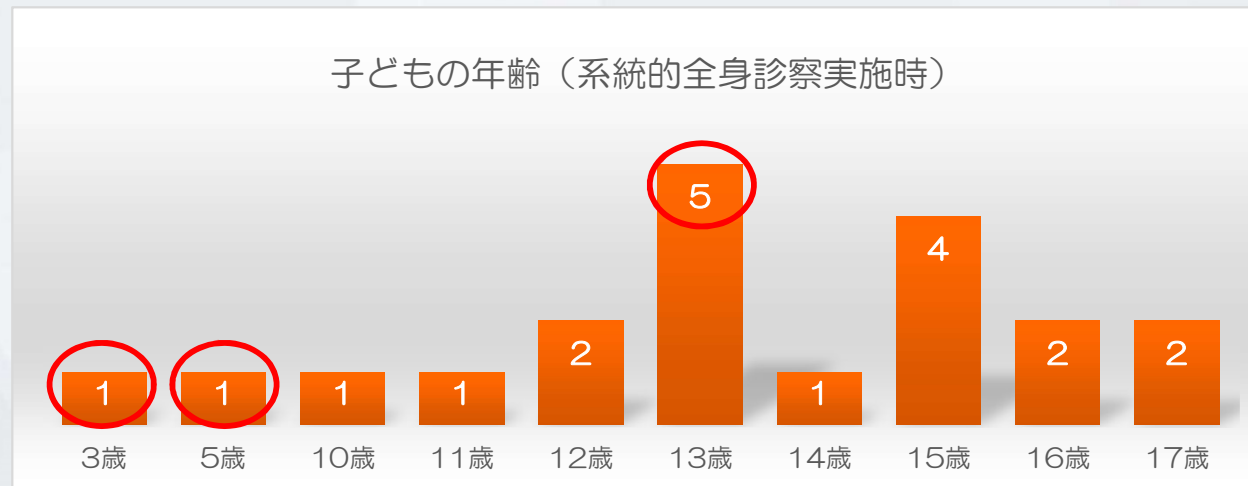


1

どんなケースに系統的全身診察を実施している？

✓ 子どもの年齢

最頻値は13歳だが、様々な年齢で実施されている。
未就学児にも実施している。

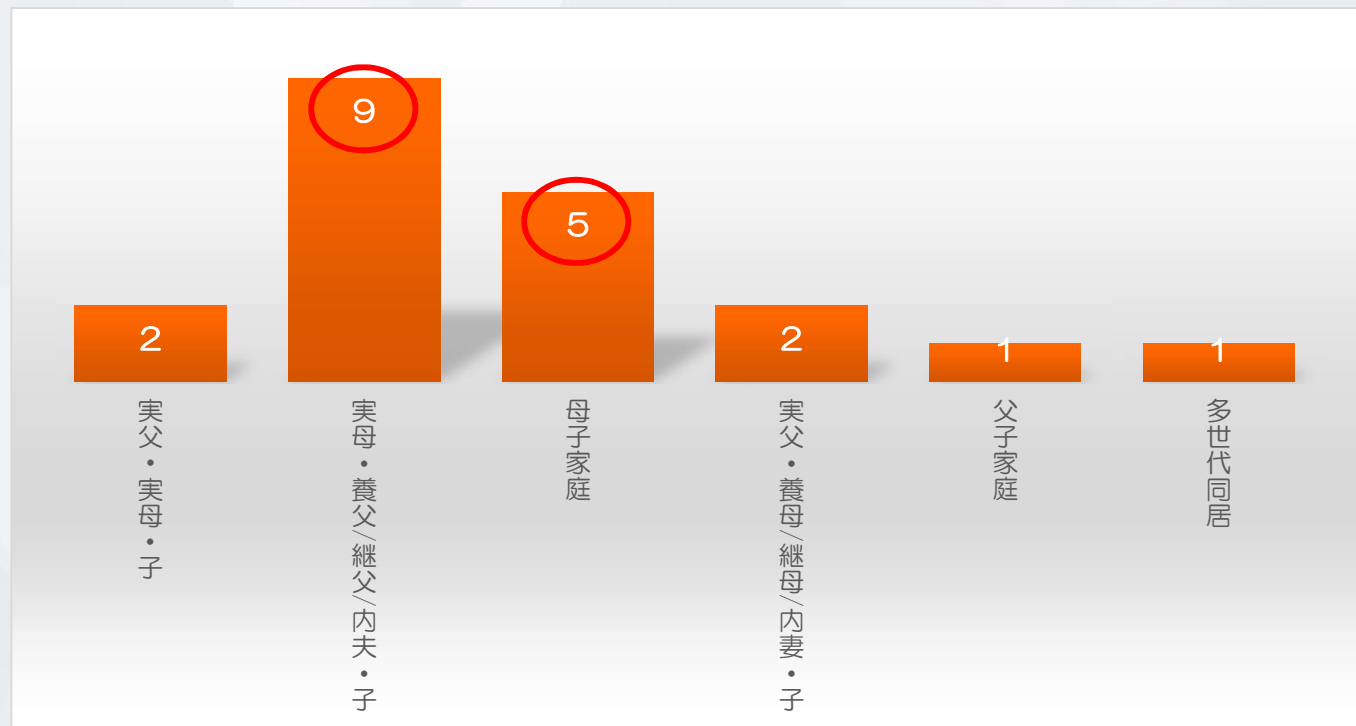


1

どんなケースに系統的全身診察を実施している？

|||| 子どもの家族構成

母子世帯と実母・養父世帯が多い。



1

どんなケースに系統的全身診察を実施している？



実施を決めた理由（担当者）

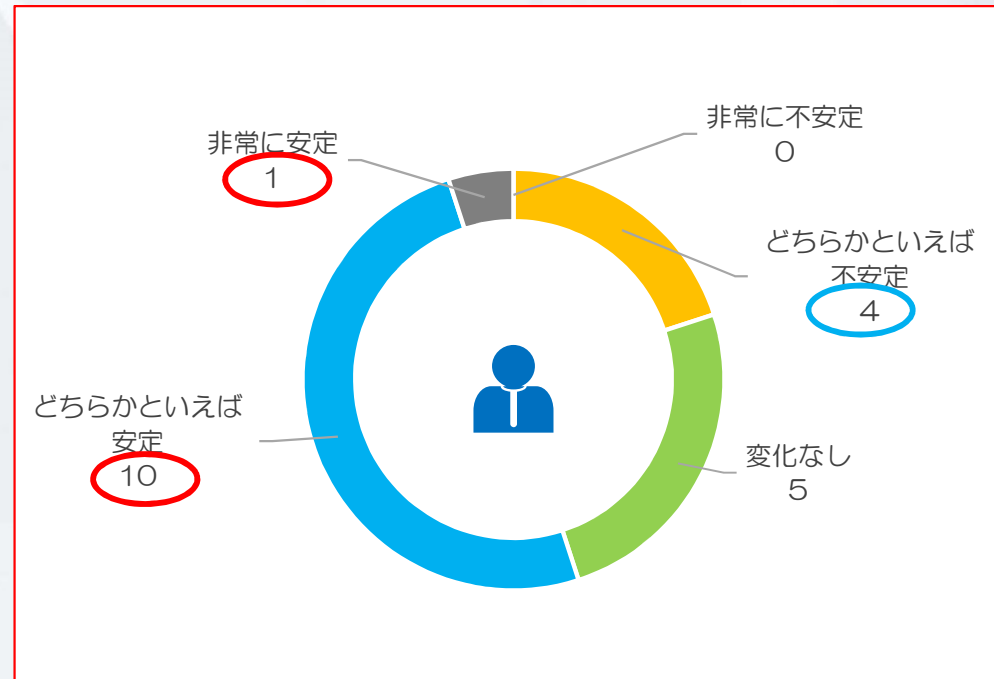
被害が重篤なケースで、ボディイメーজの回復等、ケア的な目的で実施している。

実施を決めた理由（複数回答あり）



2

系統的全身診察の子どもへの影響は？



→「診察」についての説明と理解が重要

→精神的に不安定な子どもへの実施は慎重に判断

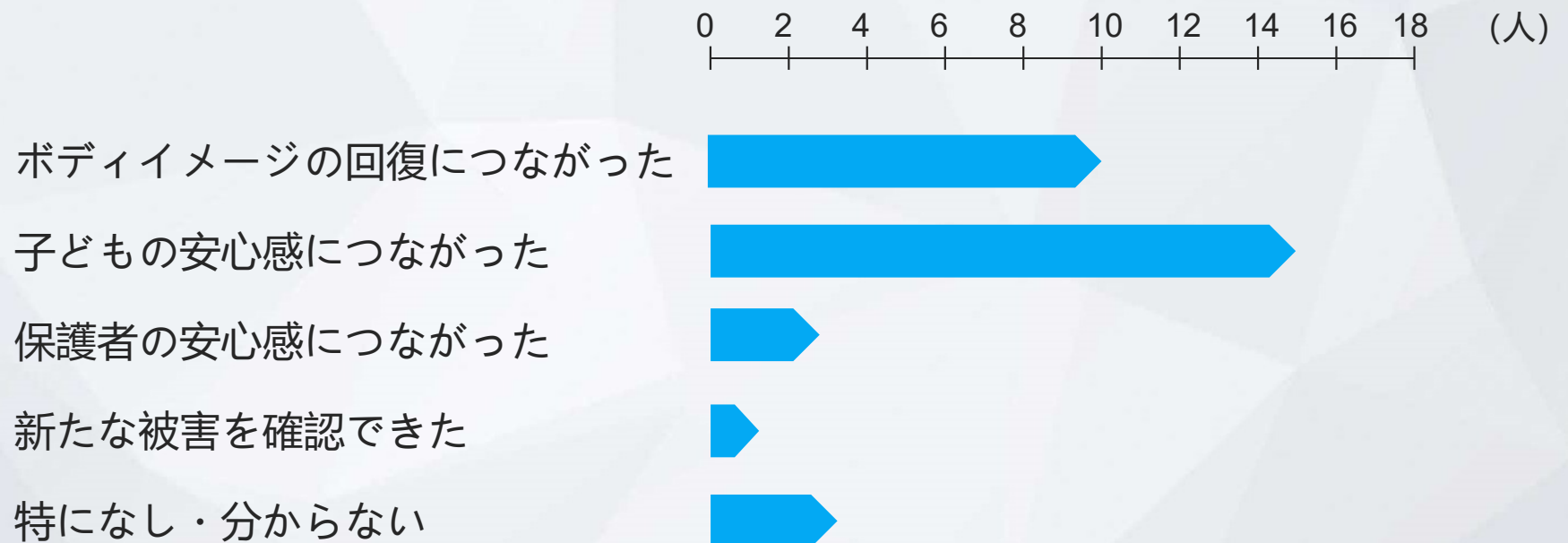
診察後の子どもの様子については、「非常に安定」「どちらかといえば安定」を合わせると**ほぼ半数**。

「どちらかといえば不安定」のうち半数は「未就学児」であった

3

実施して良かった点（複数回答あり）

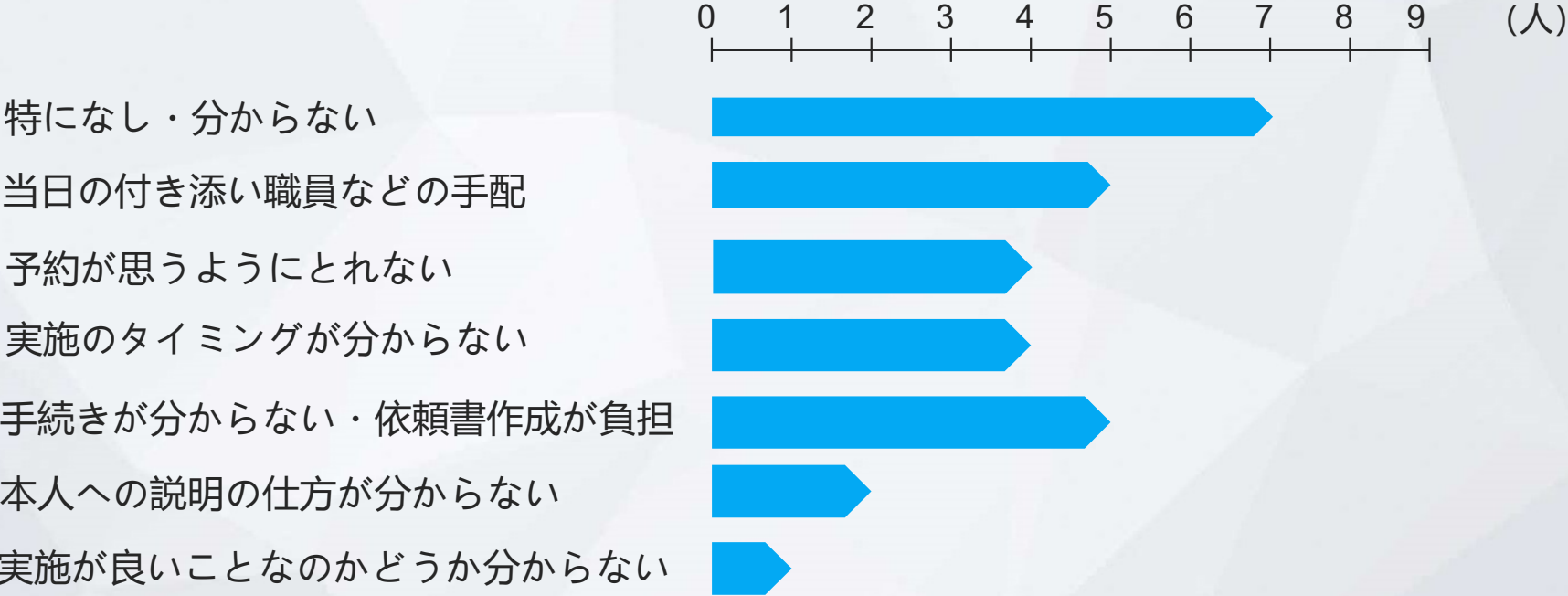
担当者は、「子どもの安心感」や「ボディイメージの回復」につながったと感じている。一方で「実施してよかった点分からない」という率直な回答もあった。



4

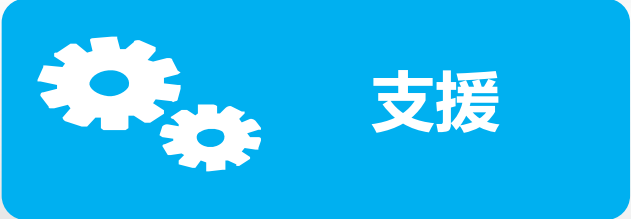
担当者の困った点について(複数回答あり)

- 約半数は、困り感がなく実施できていた。
一方で「児相全体でサポートするという意識が必要」との意見も。
- 職員体制や診察予約など手続き的な課題がある。
- 知的な障害や外国籍の子どもに対する説明、診察後の声かけの難しさがある。
- そもそも実施が良いことなのかどうか分からない。

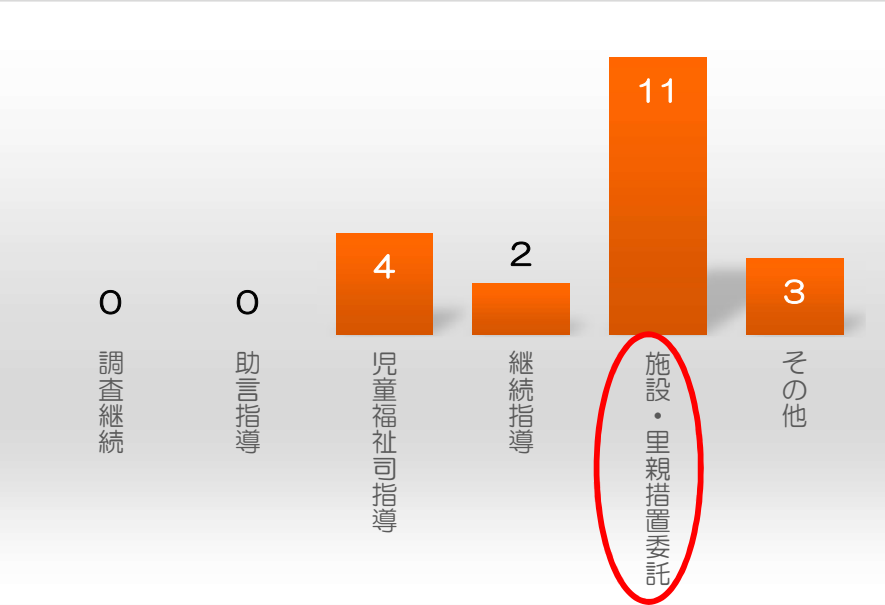


5

系統的全身診察実施ケースへの対応



- 児童相談所の支援は「施設・里親措置委託」で、支援期間は「1年以上」



5

系統的全身診察実施ケースへの対応



専門的支援

- 「約半数」に弁護士を「被害事実確認面接後」に依頼
- 診察の説明は「保健師」が実施

弁護士がついた
ケース45%



5

系統的全身診察実施ケースへの対応



- 終結時の虐待者との分離は「6割」
終結状況は「(子どもの)施設利用」
終結理由は「虐待者との分離」と「再発防止指導」

虐待者との分離（複数回答あり）



終結理由（複数回答あり）



6

子どもの症状について

③

性的問題

性的問題は15%

性的言動、自慰行為、異性への過度の関心など

①

情緒的問題

情緒的な問題は35%

PTSD様症状、うつ状態、解離様症状、気分変動の激しさ、不安、罪悪感の高まりなど

②

不登校
登校渋り

不登校や登校渋りは30%

他にも、身体症状や退行、ひきこもりや、家出・無断外出、触法行為などが見られた。

3

▶ 今後の課題

今回の調査の限界と課題

1

▶ 設問数や情報量の少なさ

今回の調査では、虐待対策課が「児相システム」などからデータを読み取る形で結果をまとめているため、担当者アンケートを実施した前回よりも情報量が限られている。

2

▶ 系統的全身診察実施ケース数の少なさ

今回の調査対象は20ケースと少ないため、さらにケース数が増えればより正確な実態に迫ることができる。

3

▶ 子ども本人に聞くことができていない

子ども本人や家族に児童相談所の対応について尋ねることはできていない。特に、第二部では診察直後の気持ちや時間を経て診察について感じる事等、子ども達から聞くことができると良い。

三機関協同面接の課題

事件化されるのかが分からない中、加害親への接触、保護者への一時保護理由の告知ができず、関係性悪化がケースワークに響く

→やはり、コミュニケーションが重要！互いの強みや考えを知る

長引く一時保護。事件化が子どもの人生にどのような影響を及ぼすのか、考えれば考えるほど難しい

→子どもをよく知り、子どもの思いを聞き、ともに考えることが児童相談所の役割



子ども本人の告訴がなくても起訴が可能になったことで、子どもの意思と無関係に裁判が進んでいく可能性がある

→丁寧に刑事手続きについて説明し、不安に寄り添う

プロトコル有資格者は年々増加しているが、実際の面接経験がないといった職員が多くなっている

→仲間の面接を見て学ぶ、助言をし合うなど日頃からできる工夫を

性的虐待対応の課題

01

01対応の難しいケースと担当者サポート

- ・被害開示はできても事件化できないケース、ケースワークは
どうすれば?
- ・キーパーソンとなる非加害親へのサポートが不十分
- ・全所をあげた担当者へのサポート

02

02トラウマケア

- ・専門的な治療が受けられる医療機関の開拓
- ・トラウマインフォームドケアについて知る・子どもを支える
周囲の大人に伝える

03

03所属機関との連携

- ・啓発により早い段階での発見を促す
- ・性教育など、未然防止の取り組みへの協力